

重要事項説明書（溝辺ともの家）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービス

あなたに対する（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービス提供開始に当たり、松山市条例に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次の通りです。

1. 事業主体概要

事業主体名	社会福祉法人 ともの家
法人の種類	社会福祉法人
代表者名	永和 志野
所在地	松山市溝辺町甲94
法人の理念	ノーマライゼーションの推進 非営利活動に徹する

2. 事業所概要

名 称	溝辺ともの家
目 的	この事業は、認知症高齢者が共同生活をすることによって心身ともに安定した暮らしを送ることを目的とします。
運営の方針	顔なじみの人間関係、役割の発揮、自由な生活を通して、笑顔ある暮らし、心落ち着く暮らしを保障し、認知症の進行を遅らせ、また、認知症があっても人間らしい豊かな生活を実現します。
管 理 者	古川晃
開設年月日	平成18年8月1日
保険事業者指定番号	3890100120
所 在 地	松山市溝辺町甲119-1
電話及びFAX番号	089-977-8522

3. 敷地概要

（1）敷地および建物

敷 地	348.23㎡	
建 物	構 造	木造モルタル造2階建て
	延べ床面積	1階（認知症対応型共同生活介護に使用）173.73㎡
	利用定員	6名

（2）主な設備

設備の種類	数	面 積	設備の種類	数	面 積
食堂兼ホール	1	27.07㎡	浴 室	1	11.27㎡
居 室	8	11.05㎡（2室）	便 所	2	3.61㎡
		10.83㎡（1室）			1.8㎡
		8.12㎡（2室）			
		9.02㎡（1室）			

4. 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務
管理者 従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所に対する介護サービスの利用申し込みに係る調整、従業者に対する指導等を行います。	1	1			
介護職 介護サービスの提供に当たります。	8	4		4	
計画作成担当者 介護計画の作成を行います。	1			1	
看護職員 健康管理や医療行為等のサービス提供に当たります。	自法人の訪問看護ステーションとの健康管理契約に基づき 24 時間対応いたします。				

5. 職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制	休暇
管理者	8：00～17：30	原則として 4 週 8 休
介護職員	原則として職員 1 名あたり入居者 3 名のお世話をします。 早出 7:30 ～ 16:30、日勤 9：00 ～ 18：00 遅出 11：30～20：30、夜勤 16:30～ 翌 9:30 ・夜間及び深夜の時間帯（21：00～翌 6：00）は、原則として職員 1 名あたり入所者 9 名のお世話をします。	
計画作成担当者	7:30 ～ 16:30 又は 9：00 ～ 18：00	
看護師	訪問看護ステーションが週 1 回以上の健康管理をおこないます。	

6. 事業所サービスの概要

（1）介護保険給付サービス

種類	内容	利用料
食事の介助	・栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します。（ただし、食材料費は給付対象外です。） ・食事は離床して食堂で取っていただけるよう配慮します。 朝食 7：00～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～	介護報酬の告示上の額〔ただし、法定代理受領サービスの場合は、介護報酬の告示上の額の負担割合に応じた額、法定代理受領サービスでない場合は、介護報酬の告示上の額です。〕
排泄の介助	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・介助は、原則同性の職員が行います。	
入浴の介助	・週 2 ～ 3 回の入浴または、清拭をおこないます。 ・介助は、原則同性の職員が行います。	
着替え等の介助	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は週 1 回、寝具の消毒は随時実施します。	

健康管理	・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関が責任をもって引き継ぎます。 ・入居者が外部の医療機関に 通院する場合は、付き添い、介添えについては、ご家族の協力をお願いいたします。	
相談及び援助	当事業所は、入所者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。	(相談窓口) 管理者

(2) 基本料金

1日あたりの自己負担分（令和6年4月1日改定）

要支援 2 761 円 要介護 1 765 円 要介護 2 801 円

要介護 3 824 円 要介護 4 841 円 要介護 5 859 円

※上記金額は1割負担の場合であって、実際の自己負担割合に応じて変動します。

※要件に該当した場合には、以下の加算等、関係法令に基づいた費用が、上記の自己負担分に加算されます。なお、自己負担分や加算の額については、国の基準報酬の改定や算定できる加算種類等により変更することがあります。

- ・初期加算（入居日より30日以内）30円／日
- ・医療連携体制加算（Ⅰ）イ 57円／日、（Ⅰ）ロ 47円／日、（Ⅰ）ハ 37円／日
- ・医療連携体制加算（Ⅱ） 5円／日
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）22円／日
- ・協力医療機関連携加算 100円／月
- ・退去時情報提供加算 250円／回
- ・生産性向上推進体制加算 100円／月
- ・看取り介護加算（指針を定め、計画を作成し、研修を実施することで死亡日当日から45日を上限として算定できる加算）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数に18.6%を乗じた単位数の負担割合に応じた額

(3) 介護保険給付外負担

種 類	内 容	利 用 料
光熱費	月末〆で部屋代と併せて請求 電気製品（テレビ等）持込の場合には、1点につき1日120円を徴収	月 10,000円＋消費税 (夏季7月～9月・冬季11月～3月) 月 12,000円＋消費税
おむつの提供	利用者の状況に応じて提供（月末〆で請求）	実 費
食事の提供	利用者の状況に応じて提供（月末〆で請求）	1日 1,410円 (朝 310円、昼・夕各 550円)
日 用 品	ご本人の希望で必要な物品（月末〆で請求）	実 費
部 屋 代	月末〆で請求	Aタイプ 38,000円 Bタイプ 36,000円
外出諸費	ご本人・ご家族の希望で外出行事等に参加し、費用が発生した場合（月末〆で請求）	実 費

- ・サービス提供記録の複写物交付については、1枚につき10円がかかります。

(4) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 11 条参照)

前記 (2)、(3) の料金・費用は、次のいずれかの方法により翌月末日までにお支払いください。

①口座自動振替方式

②銀行振込 (次のどちらかの口座にお振込ください)

愛媛信用金庫 溝辺支店 普通預金 No.0039185 (名義) 社会福祉法人ともの家理事長 永和 志野
伊予銀行 東野支店 普通預金 No.1362137 (名義) 社会福祉法人ともの家理事 永和 志野

7. 苦情等の申立先

窓口担当者 認知症対応型共同生活介護 管理者
ご利用時間 毎日 9:00~17:00
ご利用方法 電話 089-977-8522 面接 随時
愛媛県国保連合会 968-8700 松山市介護保険課 948-6968 (受付時間 8:30~17:15)
愛媛県社会福祉協議会 運営適正化委員会 998-3477 (受付時間 9:00~12:00、13:00~16:00)

8. 事故発生時の対応

事故が発生した場合、速やかに家族・医療機関等に連絡し必要な処置を行います。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。また、松山市・担当ケアマネジャー等に報告するとともに、事故報告書を詳細に記録し保管、再発防止に役立てます。

9. 協力医療機関等

① 医療機関 所在地／電話番号 診療科目 連携支援体制の概要	もりもと在宅クリニック 松山市道後一万 3-1 サンインテグラル道後 1 F／089-927-3337 内科 健康維持管理、医療相談・指導、終末期医療の対応等
② 医療機関 所在地／電話番号 診療科目 連携支援体制の概要	よこた内科 松山市岩崎町 1 丁目 8-41／089-945-8811 内科 随時入居者の診察を行う
③ 医療機関 所在地／電話番号 診療科目 連携支援体制の概要	医療法人清友会 清水医院 松山市衣山 4 丁目 8 1 8 - 2／089-922-1500 内科 健康維持管理、医療相談・指導、終末期医療の対応等
④ 医療機関 所在地／電話番号 診療科目 連携支援体制の概要	長谷川歯科 松山市北条 771-7／089-992-3768 歯科 随時検診・治療・急変時の対応を行う
⑤ 老人保健施設 所在地／電話番号 連携支援体制の概要	道後ベテルホーム 松山市祝谷 6-1277／089-927-2000 利用者の希望・相談に応じて入所等の連携を図る

⑥ 訪問看護ステーション 所在地／電話番号 連携支援体制の概要	訪問看護ステーションともの家 松山市溝辺町甲 94／089-977-8502 健康管理・医療処置・緊急時対応・医療機関との連携
---------------------------------------	---

10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

当事業所では、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるために、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

〈運営推進会議〉 構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等 開催：隔月で開催。 会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等についての記録を作成します。
--

※当事業所は、運営推進会議にて、第三者評価を実施しています。直近の開催日は、令和6年3月27日です。評価結果は、ホームページにて公開しています。

11. 虐待防止のための措置

事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(2) 事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じます。

- ①虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。
- ②虐待の防止のための指針を整備します。
- ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ④前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

12. 非常災害時の対応

災害種別ごとの防災計画を作成し、事業所の見やすい場所に掲示しており、非常災害時には、その防災計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

〈防火管理者〉中村嘉孝

〈消防用設備〉・自動火災報知機 ・非常用照明 ・誘導灯 ・消火器 ・通報装置

13. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

敷金（預り金）	100,000 円（退去時 清算させていただきます）
来訪・面会	いつでも自由です。
外出・外泊	いつでも自由です。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒は、自由です。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品の管理	希望に応じて事務所で管理します。
宗教活動及び政治活動	事業所内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。